

地方法人特別税の即時廃止を求める意見書

平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。

この法人事業税の一部を大都市圏の都府県から地方に移す地方法人特別税制度の見直し、一部国税化の暫定措置を廃止して本来の地方税に戻すことや、地方消費税拡充を含めた税制の抜本改革を求める。

なぜならば、同制度の導入にともなう2009年度からの3年度間での都府県の減収は、次のとおりとなるといわれているからである。1、東京都5,096億円。2、愛知県382億円。3、大阪府568億円。

このことに関して、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、居住地における受益と負担という税負担の原則に反し、また、地方分権改革の流れに逆行するものだという尤もな主張がある。

折しも、中央政府、国会においては、社会保障と税の一体改革の議論が進められているところであるが、その前提として地方法人特別税の即時廃止、そして地方の法人事業税としての復元についても、十分に議論されなければならないと強く主張するものである。

また今後は、地方への一層の社会保障負担や防災力強化が求められることも十分に予測されるところである。

よって、町田市議会は、一部国税化の暫定措置を廃止して、本来の地方税に戻すことや、地方消費税拡充を含めた税制の抜本改革を希求し、それを実施するよう、国に対して下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

1、地方法人特別税制度の即時廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。